

(表 面)

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、『香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号。以下「暴力団排除規則」という。）』第2条第2項第5号のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第2条第2項第5号のいずれにも該当する者でないことを南国警察署に照会することを承諾し、契約後に該当することが判明した場合、契約の解除等の市が行う一切の措置及び当方が被る不利益について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

香 南 市 長 樣

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者 職名 氏名

印

記

役員等名簿

※ 住所については、後日照会させていただく場合があります。

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び香南市個人情報保護法施行条例（令和4年香南市条例第28号）の規定に基づき取り扱うものとし、香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書に基づき市が実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、香南市がこれらの情報をもとに南国警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿は、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体は、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 香南市との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - ③ 本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 第2条第2項第2号、第5号（抜粋）

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員をいう。
 - エ アからウに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして市長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当する者
 - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
 - (ウ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (エ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (オ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (カ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (キ) 役員等が、業務又は市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの